

入 札 説 明 書

件名 「あかね」 厨房跡地改修工事

社会福祉法人ともかわさき

平成 29 年 7 月 3 日

目 次

- 1 発注者
- 2 工事内容
- 3 競争入札参加者に必要な資格に関する事項
- 4 入札説明会の日時、場所
- 5 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
- 6 入札保証金及び契約保証金
- 7 誓約書等の作成等
- 8 入札方法
- 9 入札の無効
- 10 入札の延期等
- 11 開札
- 12 落札者の決定方法
- 13 契約書作成の要否及び契約条項
- 14 その他
- 15 問合せ先

別紙 1	仕様書
別紙 2	契約書(案)
様式第 1 号	誓約書兼入札参加申込書
様式第 2 号	入札書
様式第 3 号	委任状

入札説明書

1 発注者

社会福祉法人ともかわさき 理事長 小田島 隆敏

2 工事内容

- (1) 工事名 「あかね」厨房跡地改修工事
- (2) 工事場所 川崎市多摩区布田 29-30 障害福祉サービス事業所「あかね」
- (3) 工事内容 厨房施設廃止に伴い作業室に改修工事を行うもの
- (4) 工期 契約締結日から平成 29 年 12 月 31 日

3 入札参加者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者(以下「入札者」という。)は、次に掲げる要件をすべて満たす者とします。

- (1) 本件の入札説明書に従い手続きを行うこと。
- (2) 法人税、消費税及び地方消費税について、納付期限を過ぎた未納税額がないこと。
- (3) 各省各庁及び政府関係法人、地方自治体等から取引停止又は指名停止処分等を受けていない者（理事長が特に認める場合を含む。）であること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり適正な契約の履行が確保される者であること。

4 入札説明会の日時、場所

実施しません。

5 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国内通貨に限ります。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
設けません。
- (2) 契約保証金
設けません。

7 誓約書等の作成等

- (1) 誓約書兼入札参加申込書

入札者は前記 3 について誓約するため、誓約書兼入札参加申込書(様式第 1 号)を作成しなければなりません。また、誓約書等の作成に要する費用は、すべて入札者の負担とします。

(2) 誓約書等の提出

ア 入札者は誓約書等 1 部を提出してください。

イ 入札者は提出した誓約書等の引換え、変更又は取消しをすることはできません。

(3) 誓約書等の提出期限

平成 29 年 7 月 14 日 (金) 15 時まで

(4) 誓約書等の提出場所

〒214-0011 神奈川県川崎市多摩区布田 29-30

社会福祉法人ともかわさき あかね

8 入札方法

(1) 入札者は入札説明書等に基づき入札しなければなりません。この場合において入札説明書等に疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができます。ただし、入札書の提出後は、これらの不明を理由として異議を申し立てることはできません。

(2) 落札の決定は、安価落札方式をもって行うので、入札者は金額を記入した入札書を提出してください。

(3) 入札金額は、工事費の他、消費税等に要する一切の費用を含むものとします。

(4) 入札書の内訳書の提出

ア 今回の入札時には、工事費内訳明細書を提出してください。

イ 内訳書の様式は適宜とし、記載の内容は、数量、単価及び金額等を明らかにしてください。

(5) 入札書(内訳書及び誓約書等を含む)の提出方法

ア 入札者は入札書(様式第 2 号)を作成し、封筒に入れ提出してください。

イ 直接提出する場合は、封筒に入れ封印し、且つその封筒に氏名(法人の場合は、その名称又は商号)及び「平成 29 年 7 月 14 日 17 時開札(「あかね」厨房跡地改修工事の入札書在中)」と記載してください。

ウ 郵便により提出する場合は、入札書を中封筒に入れ、その中封筒には直接提出する場合と同様に氏名等を記載し、提出場所に受領期限までに送付してください。なお、郵便は書留郵便に限り、平成 29 年 7 月 14 日 15 時必着とします。また、電報、ファクシミリ、電話等その他の方法による入札は認めません。

エ 入札者は、提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができません。

(6) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、委任状(様式第 3 号)を作成し、入札時に提出してください。

イ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできません。

(7) 入札書の提出期限

平成 29 年 7 月 14 日 (金) 15 時

(8) 入札書の提出場所

7 の(4)に同じ

(9) 入札に関する注意事項

ア 入札者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和 22 年法律第 54 号)等に抵触する行為を行ってはなりません。

イ 入札者は、入札にあたって、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。

ウ 入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とします。

- (1) 入札公告及び前記 3 (「入札参加者に必要な資格に関する事項」参照) に示した入札参加資格のない者が提出した入札書
- (2) 委任状を提出しない代理人が提出した入札書
- (3) 金額を訂正した入札書、また、それ以外の訂正について訂正印のない入札書
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明確な入札書
- (5) 明らかに連合によると認められる入札書
- (6) 明らかに錯誤と認められる入札書
- (7) 同一の入札について、2 通以上提出された入札書
- (8) 入札公告に示した日時までに到着していない入札書
- (9) 入札者に係る資格審査が入札時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときの入札書
- (10) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- (11) 誓約書等に虚偽又は不正の記載を行った者の提出した入札書

10 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがあります。

11 開札

(1) 開札の日時及び場所

平成29年7月14日（金）17時 社会福祉法人ともかわさき あかね

(2) 開札

ア 開札は、希望があれば入札者又はその代理人を立ち合わせて行います。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行います。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできません。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札事務関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示してください。

エ 入札者又はその代理人は、入札事務関係職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合の外、開札場を退場することができません。

(3) 再度入札

ア 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内に達した価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行います。

イ 再度入札をしても落札者がいないときは、入札をやめることがあります。この場合、異議の申立てはできません。

12 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で一番安価な入札者を落札者とします。

13 契約書作成の要否及び契約条項

(1) 契約締結に当たっては、本入札説明書に添付する契約書(案) (別紙2)に基づく契約書を作成するものとします。

(2) 契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書に記名押印し、更に理事長がその当該契約書の送付を受けてこれに記名押印するものとします。

(3) 理事長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに契約書に記名押

印しなければ、本契約は確定しないものとします。
(4) 契約金額は、税込の総額とします。

14 その他

- (1) 契約に要する費用は、すべて落札者の負担とします。
- (2) 入札者は、本入札説明書、仕様書及び契約書（案）の内容を確認、理解、遵守してください。

15 問い合わせ先

社会福祉法人ともかわさき あかね 担当/渡辺

〒214-0011 神奈川県川崎市多摩区布田29-30

電 話 044-948-1203

F A X 044-948-1204

e-Mail akane@tomokawasaki.or.jp

必ず書面（ファクシミリでも可）又はeメールで行うこと。

仕様書

- 1 工事名 「あかね」 厨房跡地改修工事
- 2 工事場所 障害者福祉サービス事業所「あかね」
神奈川県川崎市多摩区布田29-30
- 3 工事面積 26.5㎡
- 4 工事概要 厨房施設を廃止し、障害のある利用者を受け入れるための作業室へ改修するための工事
- 5 工事内容
 - ① 建築工事
 - ・既存の内装、内壁を解体撤去
 - ・グリストラップ・排水溝、床補修
 - ・内壁のLGS、石膏ボード施工
 - ・新設トイレに関するライニング、器具取付下地設置
 - ・厨房内天井に関する化粧板による補修
 - ・既存トイレに関する手摺下地壁設置
 - ・建具及び額縁補修
 - ・厨房内に関するライニング、EP塗装
 - ・内装は不燃クロス、長尺塩ビシート、ソフト巾木による施工
 - ・既存トイレに関するトイレブース、アコーディオンカーテン設置
 - ② 電気設備工事
 - ・エアコンコンセント設置、換気設備設置
 - ③ 衛生器具設備工事
 - ・洋風便器1組、ウォシュレット、紙巻器、壁掛小便器1台、壁掛手洗器1個、小便器用手摺1個、樹脂被覆L型手摺1組、化粧鏡1組、SUS製2槽シンク1台、横自在水栓2個設置
 - ④ 給水設備工事
 - ・耐衝撃性硬質塩化ビニール管の配管による給水設備設置
 - ⑤ 排水設備工事
 - ・硬質塩化ビニール管の配管による排水設備設置、汚水塩ビ桝設置
 - ⑥ 空調設備工事
 - エアコン壁掛け型1台、天吊り型1台設置

(別紙2)

工事請負契約書 (案)

社会福祉法人ともかわさき（以下「甲」という）と株式会社〇〇〇〇建設（以下「乙」という）とは、後記1～10までの記載事項及び後記条項に基づき、改修工事請負契約を締結する。その証として本書2通を作成し、甲乙各1通を保管する。

- 1 工事名 「あかね」厨房跡地改修工事
- 2 工事場所 川崎市多摩区布田 29-30
- 3 工 期 着手（平成〇〇年〇〇月〇〇日）又は（契約の日から〇〇日以内）
完成（平成〇〇年〇〇月〇〇日）又は（契約の日から〇〇日以内）
- 4 引渡の時期 完成日から〇〇日以内
- 5 請負代金額 金〇〇〇〇〇〇〇〇円
うち工事価格 〇〇〇〇〇〇〇円
取引にかかる消費税及び地方消費税の額 〇〇〇〇〇〇〇円
- 6 請負代金の支払い
支払時期 最終金 金〇〇〇〇〇〇〇〇円（完成引渡しの時）
支払方法 振込
- 7 引渡時期 検査合格後〇〇日以内
- 8 使用商品 使用目的の名称・商標(製造業者)、形式、種類、数量については、設計図、仕様書、見積書の記載に従う。
- 9 その他 目的物の瑕疵についての請負人乙の責任、契約解除に関する事項及びその他の契約内容については、本書面及び後記の工事請負契約約款に従う。

平成 29 年〇〇月〇〇日

甲（注文主） 住 所 川崎市川崎区渡田 1-15-5
名 称 社会福祉法人ともかわさき
代表者氏名 理事長 小田島隆敏

乙（請負人） 住 所
名称又は商号
代表者氏名

工事請負契約約款(案)

(総則)

第1条 甲に対し、乙は、「あかね」改修工事契約書の前記2に記載の建物の改修工事を請け負い、これを完成することを約束し、甲は、これに対し請負代金を支払うことを約束する。

(権利義務の承継)

第2条 当事者は、相手方の書面による承諾を受けなければ、この契約から生じる自己の権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは引き受けさせることはできない。

(工事の変更)

第3条 当事者間に工事の内容を変更せざるを得ない事情のあるときは、その変更の内容、工期並びに請負代金について、甲乙協議の上、書面によってこれを定めるものとする。ただし、着工後において請負代金の一割に相当する金額を超える工事内容の減少は、これを認めないものとする。

(工期の変更)

第4条 乙は、工事に支障を及ぼす天災、天候の不良、建築確認等の法令に基づく許認可の遅延その他乙の責に帰することのできない事由によって工期内に工事を完成することができないときは、甲に遅滞なくその理由を付して工期の延長を求めることができるものとする。

(一般の損害)

第5条 工事の完成引渡までに建物、工事材料その他施工一般について生じた損害は、乙の負担とする。

2 前項の損害のうち、次の各号の一つに該当するものは、前項の規定にかかわらず甲の負担とし、乙は、必要に応じて工期の延長を求めることができる。

(1)甲の都合によって着工期日までに着工できなかったとき、又は甲が工事を繰り延べ若しくは中止させたとき

(2)その他甲の責に帰すべき事由によるとき

(第三者の損害)

第6条 施工のために第三者に損害を生じたときは、乙がその賠償の責を負う。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき事由によるときは、甲がその賠償の責を負う。

(第三者との紛議)

第7条 工事に関し、第三者との間に紛議が生じたときは、甲乙協力して次の各号に従いその解決にあたる。

(1)振動、騒音等施工を原因として生じた紛議は、乙がその解決にあたり、甲乙協議の上、必要な措置をとる。

(2)日照妨害、眺望侵害等敷地の土地利用形態を原因として生じた紛議は、甲がその解

決にあたり、乙は、甲と協議の上、必要と認めるときは、第5条2項による措置をとる。

(不可抗力による損害)

第8条 天災その他甲乙いずれの責にも帰することのできない不可抗力によって工事の既成部分、工事材料に損害を生じたときは、乙は、事実発生後速やかにその状況を甲に通知する。

(検査、引渡並びに請負代金の支払)

第9条 乙が工事を完成したときは、乙は、その引渡に先立って、甲の検査を求め、甲は速やかにこれに応じて、乙の立会のもとに検査を行う。

2 検査の結果、工事に瑕疵があったときは、乙は速やかにこれを修補する。ただし、瑕疵が軽微である場合は、乙は引渡後においてこれを修補することができる。

3 本条の検査を終了したときは、甲は、乙に請負代金の支払を完了し、乙は甲に建物を引渡す。

(遅延損害金)

第10条 乙が工期内に工事を完成できないときは、甲は、遅延日数1日につき請負代金総額の〇〇〇の1以内の損害金を請求することができる。ただし、第3条、第4条、第5条第2項のいずれかに該当するときは、この限りではない。

(瑕疵担保責任)

第11条 乙は、引渡の日から建物構造躯体については〇年間、その他については〇年間の瑕疵担保責任を負う。ただし、附帯設備及び付属設備のうち、製造者保証のあるものは当該保証による。

(契約書作成費用)

第12条 この契約書の作成に要する費用（貼用印紙代を含む）は、乙が負担する。

(紛争の解決)

第13条 この契約について紛争が生じたときは、当事者双方又は一方から相手方の承認する第三者を選んでこれに紛争の解決を依頼するか又は建築業法等の定める解決方法による。

(協議事項)

第14条 この契約に定めのない事項及び本契約の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

誓約書兼入札参加申込書

平成 年 月 日

社会福祉法人ともかわさき
理事長 小田島隆敏 御中

住 所
商号又は名称
代表者氏名
(代理人氏名) 印

平成29年7月3日付けで公告のあった「あかね厨房跡地改修工事」の入札に参加するに当たりまして、下記のとおり誓約し、当該入札に参加いたします。

記

- 1 入札説明書に従い手続きを行うこと。
- 2 法人税、消費税及び地方消費税について、納付期限を過ぎた未納税額がないこと。
- 3 各省各庁及び政府関係法人等から取引停止又は指名停止処分等を受けていない者（理事長が特に認める場合を含む。）であること。
- 4 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり適正な契約の履行が確保される者であること。

(注意)

- 1 提出年月日は、必ず記入してください。
- 2 () 内は、代理人が入札するときを使用し、この場合、代表者の印は不要です。
- 3 印は、外国人又は外国法人にあつては、本人又は代表者（代理人をもって入札に参加する場合には代理人）の署名をもって代えることができます。
- 4 用紙の大きさは、A列4（縦）とします。

入 札 書

金 _____ 円也

件名 あかね厨房跡地改修工事

上記について、入札公告及び入札説明書承諾のうえ入札します。

平成 年 月 日

社会福祉法人ともかわさき
理事長 小田島 隆敏 御中

住 所
商号又は名称
代表者氏名
(代理人氏名)

印

(注意)

- 1 提出年月日は、必ず記入してください。
- 2 () 内は、代理人が入札するときを使用し、代表者の印は不要です。
- 3 印は、外国人又は外国法人にあつては、本人又は代表者（代理人をもって入札に参加する場合には代理人）の署名をもって代えることができます。
- 4 用紙の大きさは、A列4（縦）とします。

委任状

私は、_____を代理人と定め、社会福祉法人ともかわさきの
発注するあかね厨房跡地改修工事に関し、下記の権限を委任します。

記

入札及び見積に関する一切の権限

代理人使用印鑑

平成 年 月 日

社会福祉法人ともかわさき
理事長 小田島 隆敏 御中

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

(注意)

- 1 提出年月日は、必ず記入してください。
- 2 印は、外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者（代理人をもって入札に参加する場合には代理人）の署名をもって代えることができます。
- 3 用紙の大きさは、A列4（縦）とします。